

輪島市監査公表第17号

平成27年10月22日付発監査第135号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

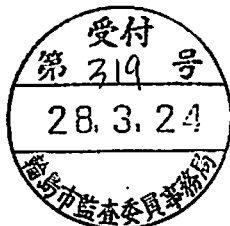
平成28年3月29日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





発監第 599 号

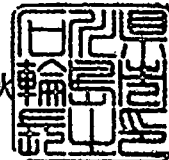
平成 28 年 3 月 24 日



輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 小山 栄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

監理課

監査執行年月日

平成27年10月14日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①市有土地貸付料及び建物貸付料の滞納について</p> <p>滞納の処理にあたっては安易に「不納欠損」にせず、納税の公平性の理念に沿って、徴収納付に工夫を凝らすなり、担当課に委ねるのではなく市としての統一基準を検討する必要があると思われる。昨年に引き続きの指摘事項とする。</p>	<p>滞納処理では、不納欠損としな いよう、引き続き文書や電話によ る督促を行い、履行されない場合 には、訪問や保証人への通知を行 います。また、他課とも連携をと り、滞納処理に鋭意取り組んでま いります。</p>	<p>措置方針 等</p>